

令和5年度

制限付一般競争入札

添付資料

(令和6年1月)

公益財団法人北海道農業公社

【 目 次 】

| | |
|--|----|
| 1. 競争入札に係る事務手続きについて | 1 |
| 2. 入札(見積合せ)の執行時における注意事項について | 2 |
| 3. 社会保険等未加入対策の拡充について | 9 |
| 4. 工事における法定外の労災保険の付保の要件化について | 20 |
| 5. 工事現場における労働災害事故防止等について | 21 |
| 6. 工事实績情報サービス(コリンズ)の登録について | 22 |
| 7. 現場代理人の兼任に関する取扱いについて | 24 |
| 8. 監理技術者の兼務の取扱いについて | 25 |
| 9. 口蹄疫の侵入防止に係る工事等の現場対応について | 27 |
| 10. 建設工事競争入札心得 | 28 |
| 11. 中間前金払に関する制度の取扱いについて | 33 |

入札（見積合せ）に参加する皆様へ

各 位

公益財団法人北海道農業公社

競争入札に係る事務手続きについて

入札参加資格審査申請等の事務手続きについては、下記のとおりです。

1 入札参加資格審査申請

申請書の提出方法は、持参又は送付によるものとします。申請書を送付する場合は、以下のことに留意してください。

- (1) 郵送する場合は、当該支所の業務農地課へ連絡の上、提出期日の午後3時までに到着するように、必要書類一式の入った封筒を、『一般書留、簡易書留』のいずれかの郵便物としてください。なお、提出期限までに到着しなかった場合は、無効となることがあるのでご注意ください。
- (2) 封筒表面に、「入札参加資格審査申請書在中」と明記してください。
- (3) 電子メール又はファクシミリによるものは受け付けません。

2 設計図書等の閲覧

発注支所にて設計図書等を閲覧してください。

3 入札辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届（別記第1号様式）を提出してください。なお、「閲覧に供する書類（仕様書・見積参考資料等）」がある場合は、辞退届と一緒に返還してください。

入札(見積合せ)に参加する皆様へ

各 位

公益財団法人 北海道農業公社

入札(見積合せ)の執行時における注意事項について

入札(見積合せ)の執行にあたっては、下記のとおり取扱うこととします。

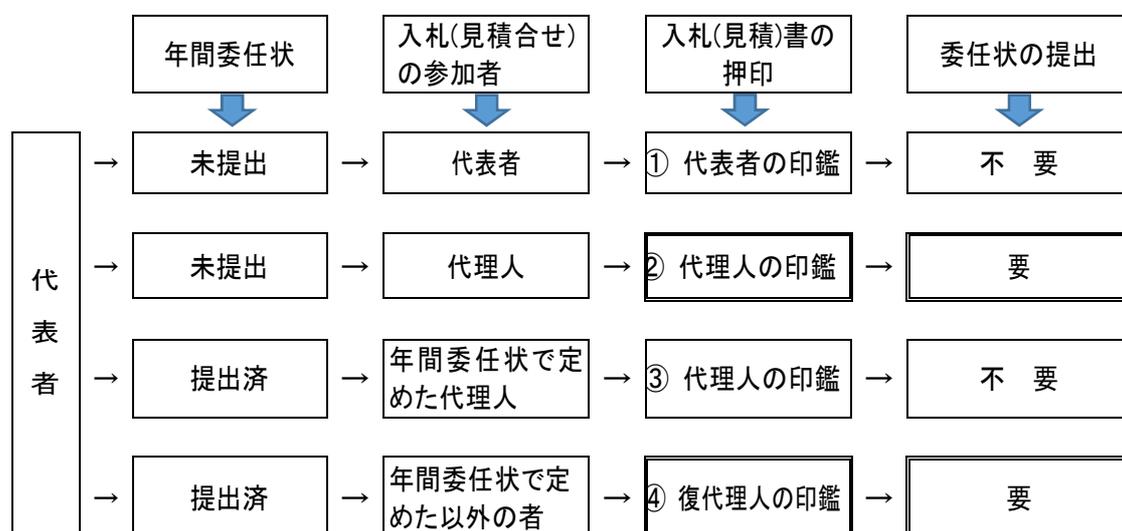
記

1 入札(見積合せ)執行における注意事項

- (1)「建設工事競争入札心得」又は「指名競争入札の執行について」(見積合せの場合は「建設工事見積心得」又は「見積書の提出について」)は十分熟知してください。
- (2) 応札する「入札書」又は「見積書」の「入札年月日・工事番号・工事名」は、誤りのないよう注意してください。
- (3) 応札金額の頭には「¥」を付けてください。
- (4) 執行日当日は、応札前に誤りがないか再確認してください。

2 入札(見積合せ)執行時における委任状及び入札書(見積書)の取扱い

応札する「入札書」又は「見積書」に記載する「入札人及び押印」は、下記を参照し誤りのないよう記載してください。



制限付一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

公益財団法人北海道農業公社
理事長 小田原 輝和 様

申 請 者
住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(共同企業体の場合は共同企業体名を冠すること)

令和 年 月 日付けで入札公表のありました次の工事に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名:令和 年度 事業 地区 第 工区

2 添付書類

- (1) 類似工事施工実績調書
- (2) 類似工事施工実績を証明する書面
- (3) 特定関係調書
- (4) その他理事長が必要と認めた書類

注1 この申請書には、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手又はこれに類するものを貼った封筒を併せて提出すること。

2 「印」は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

別記第2号様式

類似工事施工実績調書

申請者名
(共同企業体の場合は構成員名)

| | | | |
|------------------|-------------------------|--|--|
| 受注者名 | | | |
| 工 事 名 等 | 工事名 | | |
| | 発注機関名 | | |
| | 施工場所 (市町村名) | | |
| | 契約金額 | | |
| | 工期 年月日から年月日まで | | |
| | 受注形態 単体／共同企業体(出費比率%) | | |
| 工 事 概 要 | | | |

- 注1 公表において明示した発注工事と類似する元請としての施工実績(工事が完成し、引渡済みのものに限る。)について記載すること。
- 2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。
- 3 「受注者名」欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。
- 4 類似工事施工実績を証明するものとして、工事实績証明書(別記第3号様式)又はこれに代わる書面(契約書等の写し)を添付すること。
- 5 共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体の協定書及び附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。

工 事 実 績 証 明 書

(発注者) 様

受 注 者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

| 事業年度 | 工事名 | 工事概要 | 施工場所 | 契約金額 | 工 期 | 契 約 年月日 | 完 成 年月日 | 履行状況 |
|------|-----|------|------|------|-----|------------|------------|------|
| | | | | | | | | |

上記工事を履行したことを証明します。

令和 年 月 日

発注者(証明者)

印

- 注1 この様式は、類似工事施工実績を証明するために使用すること。
 2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。
 3 「契約金額」欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体としての請負金額のほか構成員としての出資割合を記載すること。

特 定 関 係 調 書

年 月 日

公益財団法人 北海道農業公社
理事長 様

申請者
住所
商号又は名称
代表者名 ④
(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

特定関係（資本関係又は人的関係）については、次のとおりです。

記

- 1 発注工事に係る設計業務等の受託者との特定関係 []
- 2 他の「北海道農業公社建設工事競争入札参加資格者」との間における特定関係 [あり ・ なし]

(1) 資本関係がある他の資格者
ア 親会社の関係にある他の資格者

| 登録番号 | 商号又は名称 | 所在地（市町村名） | 備 考 |
|------|--------|-----------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

イ 子会社の関係にある他の資格者

| 登録番号 | 商号又は名称 | 所在地（市町村名） | 備 考 |
|------|--------|-----------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

ウ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の資格者

| 登録番号 | 商号又は名称 | 所在地（市町村名） | 備 考 |
|------|--------|-----------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※ ウに係る親会社については建設業者・資格者に限らない

(2) 人的関係がある他の資格者

| 登録番号 | 商号又は名称 | 所在地（市町村名） | 基準に該当する者 | | |
|------|--------|-----------|----------|-------|-------|
| | | | 氏 名 | 自社役職名 | 他社役職名 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- 注1 1については、「発注工事に係る設計業務等の受託者と特定関係がない」ことが参加資格の要件となるため、特定関係がないことを確認の上、[]に「なし」と記載し申告すること。
- 2 2はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には(1)及び(2)の欄に記載する必要はない。
- 3 資本等で関係がある他の資格者を記載するときは、本工事の入札説明書等で表示されている北海道農業公社の競争入札参加資格（格付のある資格の場合は、格付及びみなし格付を含む。）を有している者を記入すること。そのため、本工事の入札説明書等で表示されている資格以外の資格を有する者については、記載する必要はない。
- 4 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成している場合も同様に記載すること。ただし、申請者が共同企業体の代表者以外の構成員である場合は、他の共同企業体の代表者以外の構成員については記載する必要はない。
- 5 「所在地（市町村名）」について、道内の資格者は「主たる営業所が存する市町村名」を、道外の資格者は、「主たる営業所が存する都府県名」を記載すること。
- 6 当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度提出すること。

別記第1号様式

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

公益財団法人 北海道農業公社
理事長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名印
(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

下記案件について、次の理由により入札参加を辞退します。

記

- 1 工事等の名称
- 2 入札執行日時 令和 年 月 日 時
- 3 入札辞退理由

注 この様式の内容が備わっている場合は、適宜変更して差し支えない。

別紙（理由の記載例）

1～5の理由で入札を辞退する場合

1 時間的な理由

- (1) 指定工期（期間）までの履行が困難なため
- (2) 業務の増加により作業時間を確保できないため
- (3) 期限までに見積りの作成が困難なため
- (4) 示された機器が納入期限に間に合わないため

2 人的な理由

- (1) 技術者を配置することが困難になったため
- (2) 必要な人員の確保が困難になったため
- (3) 業務の増加により人員を確保できないため

3 技術的な理由

- (1) 自社の技術で要求水準を満たすのが困難なため
- (2) 示された機器が自社取扱い品目にないため
- (3) 示された仕様を満たすことができないため

4 金銭的な理由

- (1) 予定価格以下での入札が困難なため
- (2) 自社の見積では予定価格を超えてしまうため

5 その他の理由

- (1) 必要な許可資格を保有していないため
- (2) 業務の増加により作業場所を確保できないため

入札(見積合せ)に参加する皆様へ

各位

公益財団法人北海道農業公社

社会保険等未加入対策の拡充について

公社発注の建設工事において、平成30年度から、受注者の契約の相手方となる一次下請負人を原則、社会保険等加入建設業者に限定してきたところですが、労働環境等を改善し社会保険等の加入をさらに促進するため、令和3年2月から、二次以下の下請負人についても原則、社会保険等加入建設業者に限定するほか、併せて、技能労働者が必要な保険へ加入できる環境を整えるため、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めることとしましたのでお知らせします。

なお、令和3年2月1日以後において行われる入札の公表等を行う工事から、社会保険未加入建設業者を下請負人(二次以下を含む)とした受注者に対し、指名停止及び工事施行成績評定の減点を実施します。

記

1 内容

建設工事請負標準契約書式(契約書)が改正され、受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務づけるほか、受注者が社会保険等未加入建設業者を下請負人(二次以下を含む)としてはならない旨、約定が改正されました。(第3条及び第6条の2)

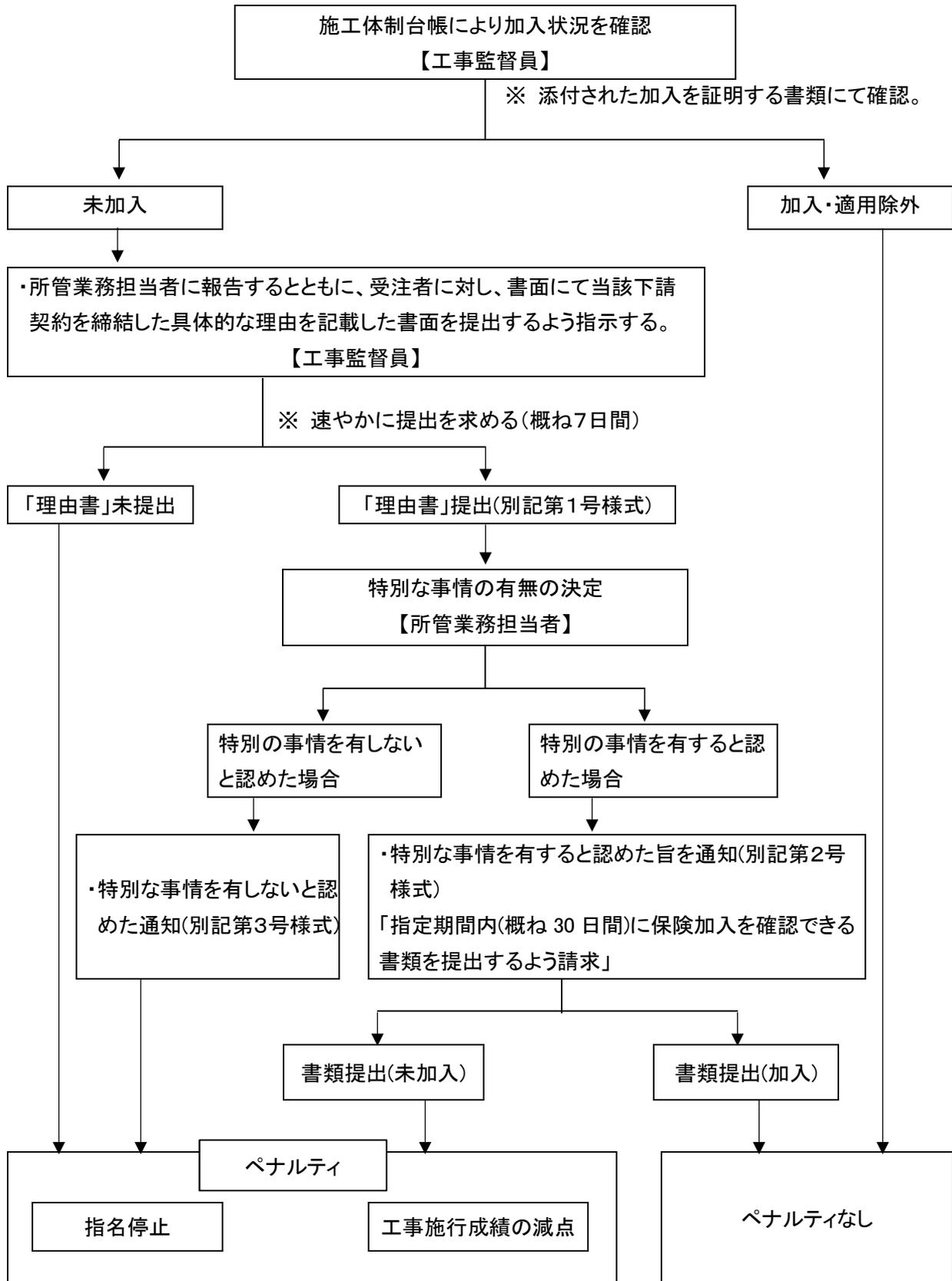
2 施行年月日

令和3年2月1日以降に入札の公表等を行う工事の契約から適用します。

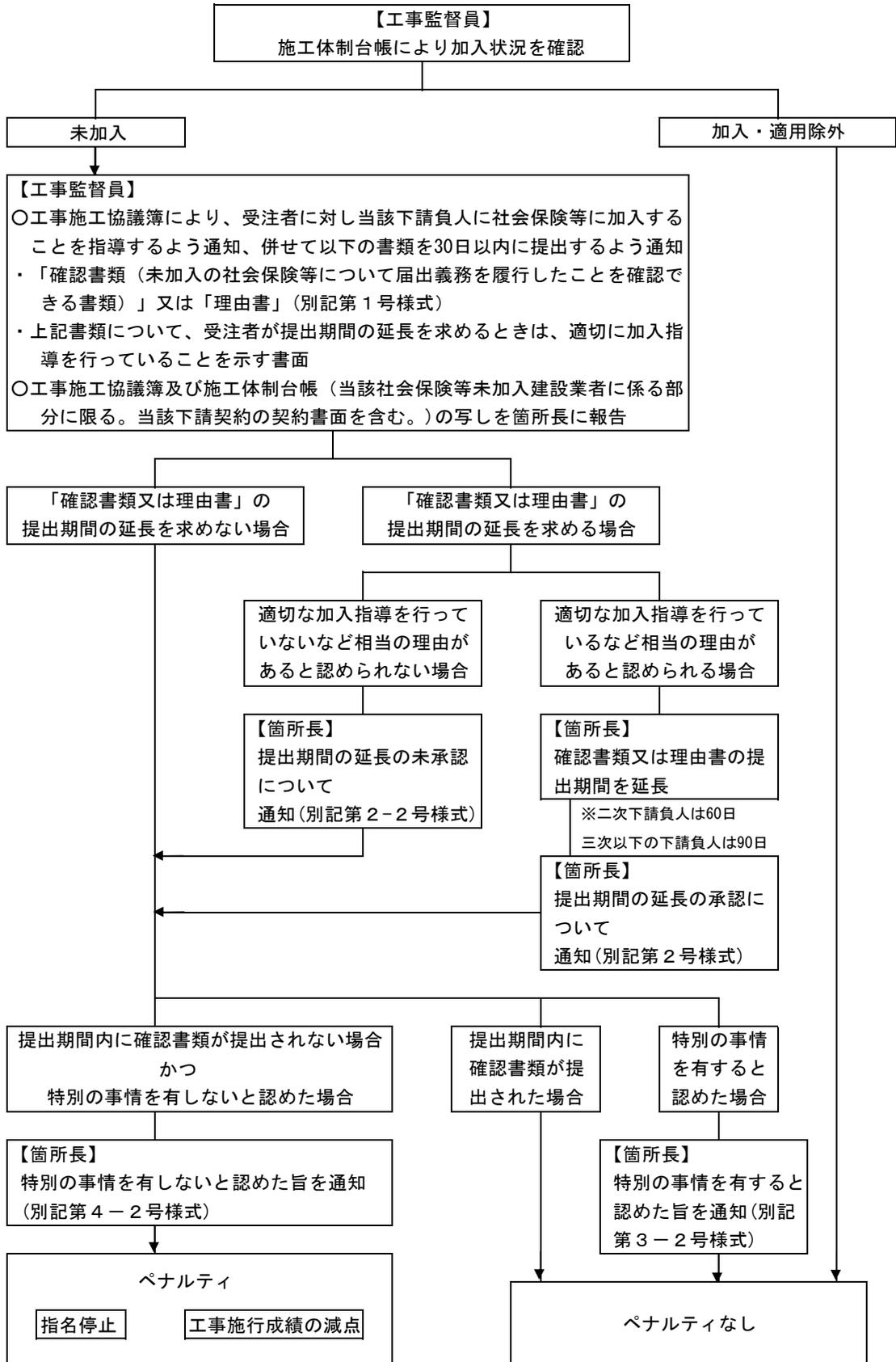
3 その他

契約違反があった場合は、受注者に対し、指名停止及び工事施行成績評定の減点を行います。
下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続について 別紙

下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続フロー(1次下請)



下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続フロー（2次下請）



(別記第1号様式)

社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とした理由書

年 月 日

公益財団法人 北海道農業公社
理事長 様

住所
受注者
氏名 ⑩

工事名：

令和 年 月 日付けで契約を締結した上記建設工事について、〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行していない「(建設業者)」と下請契約を締結したので、当該理由について、次のとおり申出します。

記

理由 〇〇のため

(注1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。
「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

(支所)第 号
年 月 日

(受注者) 様

公益財団法人 北海道農業公社
理 事 長 ⑩

契約書第6条の2第2項第2号に基づく確認書類又は理由書の提出期間の延長について

令和 年 月 日付けで契約した「〇〇工事」について、〇次下請負人である「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行していないことが確認されたことから、確認書類(届出をした事実を確認することのできる書類)又は理由書の提出について令和 年 月 日までに提出するよう、令和 年 月 日付けで通知したところです。

しかし、令和 年 月 日付けで貴社が提出した標記件に係る書類により、貴社において、「(建設業者)」に対する〇〇保険に加入するよう適切な指導を行っており、当該期間内に確認書類又は理由書を提出できない相当の理由があると認められるため、提出期間を令和 年 月 日(二次下請負人の場合は、上記通知をした日から60日間(三次以下の下請負人は90日間)まで延長するものとします。

なお、延長後の期日までに書類の提出がない場合は、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(注1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」

(支所)第 号
年 月 日

(受注者)様

公益財団法人 北海道農業公社
理事長 ⑩

契約書第6条の2第2項第2号に基づく確認書類又は理由書の提出期間の延長について

令和 年 月 日付けで契約した「〇〇工事」について、〇次下請負人である「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行していないことが確認されたことから、確認書類(届出をした事実を確認することのできる書類)又は理由書の提出について令和 年 月 日までに提出するよう、令和 年 月 日付けで通知したところです。

その後、令和 年 月 日付けで貴社から標記件に係る書類が提出されましたが、貴社において、「(建設業者)」に対する〇〇保険に加入するよう適切な指導を行っていることを確認できず、当該期間内に確認書類又は理由書を提出できない相当の理由があるとは認められないため、提出期間の延長は行いません。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(注1) 下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」

(支所)第 号
年 月 日

(受注者)様

公益財団法人 北海道農業公社
理事長 ⑩

契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情について

工事名:

令和 年 月 日付で提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情を有すると認めたので通知します。

つきましては、令和 年 月 日までに、「(建設業者)」が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を提出してください。

なお、当該期日までに書類の提出がない場合は、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

(注1)下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。
「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

(支所)第 号
年 月 日

(受注者)様

公益財団法人 北海道農業公社
理事長 ⑩

契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情について

工事名:

令和 年 月 日付で提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情を有すると認めたので通知します。

なお、当該工事については、「(建設業者)」を下請負人とすることができますが、引き続き、当該下請負人が、〇〇法第〇条の規定による届出の義務を履行し、〇〇保険に加入することを指導するよう求めます。

(注1)下線部については、当該下請負人が未加入の保険について該当するものを記載すること。

「健康保険法第48条」「厚生年金保険法第27条」「雇用保険法第7条」

「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」

(別記第4号様式)

【一次:特別の事情不承認】

(支所)第 号
年 月 日

(受注者) 様

公益財団法人 北海道農業公社
理 事 長 ⑩

契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情について

工事名: _____

令和 年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

記

理由 ○○のため

(別記第4-2号様式)

【二次:確認書類無/特別の事情不承認】

【二次:確認書類無・理由書無】

(支所)第 号

年 月 日

(受注者)様

公益財団法人 北海道農業公社

理事長 ⑩

契約書第6条の2第2項第1号アに定める特別の事情について

工事名:

令和 年 月 日付けで契約した上記工事について、○次下請負人である「(建設業者)」が、○○法第○条の規定による届出の義務を履行していないことが確認されたことから、確認書類(届出をした事実を確認することのできる書類)又は理由書の提出について令和 年 月 日【期間延長を認めた場合は延長後の期間】までに提出するよう、令和 年 月 日付けで通知したところです。

しかし、提出期限である令和 年 月 日までに確認書類の提出がされなかったほか、令和 年 月 日付けで提出のあった理由書を確認した結果、契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情を有しないと認めたので通知します。

つきましては、契約書第6条の2第1項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

記

理由 ○○のため

(注1) 下線部については、受注者から提出期間延長の申出(書面)があった場合に、相当の理由があるとして、延長を認めた期間を記載すること。

(注2) 確認書類及び理由書の提出が無かった場合は、波線部分を次のように改め、「記」及び「理由」を削除して使用すること。

「理由書の提出もありませんでしたので、契約書第6条の2第2項第2号アに定める特別の事情を有しないものとみなしましたので通知します。」

各 位

公益財団法人 北海道農業公社

工事における法定外の労災保険の付保の要件化について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、現場管理費を改正したところです。

これに伴い、下記の対象工事において、法定外の労災保険の付保を要件化することとなりましたのでお知らせします。

記

1 保険の概要

法定外の労災保険は、業務上又は通勤途上での災害により死亡、重度の身体障害を残したり、傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度です。

2 対象工事等

公社が発注する工事に適用します。

3 設計図書（特記仕様書）への明示

対象工事の設計図書（特記仕様書）に明示します。

4 保険付保の確認

工事の着手時に確認書類（証券の写し等）を工事監督員へ提出していただくこととなります。

※ 保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

5 適用年月日

令和3年2月1日以降に入札の公表等を行う工事から適用します。

ただし、建築工事及び機械器具設置工事は、令和4年2月1日以降に適用します。

入札(見積合せ)に参加する皆様へ

各 位

公益財団法人 北海道農業公社

工事現場における労働災害事故防止について

建設工事は、他の産業と比べ、作業環境や作業方法の特性から危険を伴うことも多く、事故が発生しやすいものとなっています。

労働災害事故の防止については、労働安全衛生法を遵守し、工事現場ごとに安全管理者を配置し、日ごろから現場における安全衛生教育の徹底に努める必要があります。

毎朝、下請業者を含めて作業方法や安全対策の打合せを行うなど、労働安全管理体制に万全を期すよう十分配慮してください。

また、次の場合は必ず安全衛生教育を実施してください。

- ・新たに建設労働者を雇用したとき
- ・作業の内容を変更したとき
- ・危険又は有害な作業を行うとき
- ・新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務に就いた者がいるとき

なお、万一労働災害事故が発生した場合は、関係機関に速やかに報告してください。

工事関係車両による事故防止等について

工事関係車両による交通事故を防止するとともに、機械等の保管及び運行管理を適正に行い、運転者に対しては道路交通法を厳守するよう指導してください。

さらに、工事の施工に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「ダンプ規制法」という。)を遵守し、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車、過積載車両の搬入・搬出などの違法行為や重機等の目的外使用は絶対に行わないようにしてください。

また、下請負業者・従業員に対し、ダンプ規制法や過積載防止についての教育を行ってください。

入札（見積合せ）に参加する皆様へ

各 位

公益財団法人 北海道農業公社

工事实績情報サービス(コリンズ)の登録について

北海道農業公社では、工事实績情報のデータベースの活用を図るため、平成16年3月1日以降の工事契約よりコリンズの登録を義務付けています。

受注者は、受注した工事について、コリンズの登録手続きを下記のとおり行ってください。

記

○コリンズ登録対象工事

工事請負代金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下、同じ。)が500万円以上の建設工事が対象になります。

2. 登録手続き

登録の対象となる工事を請け負った場合、コリンズに基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、工事監督員の内容確認（記名・押印及び電子メールアドレスを記入）を受けた後、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)にインターネット等により登録申請を行ってください。

また、登録申請後に同センターが発行する「登録内容確認書」を工事監督員に提出してください。

(コリンズ登録についての問合せ先)

一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番地20号

アカサカセブンスアヴェニュービル4F

URL : <https://www.jacic.or.jp/>

3. 契約変更に伴う登録手続き

- ① 当初の工事請負代金額が500万円未満で、契約変更により工事請負代金額が500万円以上となった場合は、コリンズ登録を行ってください。
- ② 当初の工事請負代金額が500万円以上で、コリンズ登録を行っていた工事が、設計変更により500万円未満になった場合は、変更登録を行ってください。

4. 登録の時期

- ① 受注時登録
工期の始期後10日以内(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始等の休日(以下、休日という。)を除く)に登録申請をしてください。
- ② 竣工時登録
工事完成検査合格後10日以内(休日を除く)に登録申請をしてください。
- ③ 途中変更時登録
配置技術者等の変更のときは変更後10日以内、契約内容の変更のときは契約変更(承諾日)後10日以内(いずれも休日を除く)に登録申請をしてください。

コリンズ登録のための確認の統一事項

下記の項目については、統一を図るため、次のとおり入力してください。

| 項 目 | | 入 力 方 法 | | | | |
|-----------------------|--------|---|----------------------------|-----------------------------|-----------|-----|
| 対象水系・路線名称 | | 施工場所の「農家名等」を入力してください。(入力例：○○××牧場・※1) | | | | |
| 発注機関情報 | 発注機関選択 | 発注機関コード 80102000 | | | | |
| | | 分類 | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 細分類 |
| | | 名称 | 公益法人 | 財団法人 | 都道府県が公益認定 | |
| | 発注機関名 | 「公益財団法人北海道農業公社○○支所」(○○は支所名を入力してください)。 | | | | |
| | 郵便番号 | 「支所の郵便番号」を入力してください。 | | | | |
| | 住所 | 「支所の住所」を入力してください。 | | | | |
| | 電話番号 | 「支所の電話番号」を入力してください。 | | | | |
| | FAX番号 | 「支所のFAX番号」を入力してください。 | | | | |
| 設計書コード | | 契約上の「工事番号」を入力してください。 | | | | |
| 契約形態 | | 入札・契約方式別に入力してください。 | | | | |
| | | 入札・契約方式 | | 契約形態への入力 | | |
| | | 制限付一般競争入札 | | 1 一般競争入札方式 | | |
| | | 指名競争入札 | | 4 指名競争入札方式 | | |
| | | 随意契約 | | 9 随意契約方式 | | |
| 公共事業の分野 | | 「6 農業農村整備」を入力してください。 | | | | |
| 本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種 | | 畜舎・搾乳舎・堆肥舎等は「建築一式工事」を入力してください。 バンカーサイロ・隔障物等は「土木一式工事」を入力してください。 構内舗装工事は「舗装工事」を入力してください。 機械器具設置工事は「機械器具設置工事」を入力してください。 | | | | |
| 本件登録工事の入札参加資格区分 | | 畜舎・搾乳舎・堆肥舎等は「農林建築工事」を入力してください。 バンカーサイロ・隔障物等は「農林土木工事」を入力してください。 構内舗装工事は「アスファルト舗装工事」を入力してください。 機械器具設置工事は「機械設備工事」を入力してください。 | | | | |
| 工種、工法・型式 | | 事業内容 | 工 種 | 工法・型式 | | |
| | | 基地造成 | 1 土地造成工事 | 290 土地造成工 | | |
| | | 尿溜 (RC) スラリーストア (RC) | 16 コンクリート構造物工事 | 131 カルバート工 | | |
| | | バンカーサイロ | 16 コンクリート構造物工事 | 136 コンクリート擁壁工 | | |
| | | スラリーストア (PC) | 20 PC構造物工事 | 310 PC構造物工 | | |
| | | 畜舎・堆肥舎 避難舎・看視舎等 | 31 建築一式工事 | 411 建築一式工 | | |
| | | スラリーストア (鋼製) | 60 プール・水槽・タンク等工事 | 570 プール・水槽・タンク等工 | | |
| | | 構内舗装・道路 パトック(半剛成) | 62 アスファルト舗装工事 | 230 アスファルト舗装工 | | |
| | | パトック(コンクリート) | 63 セメント・コンクリート舗装工事 | 240 セメントコンクリート舗装工 | | |
| | | 道路 (砂利道) | 64-2 路盤路床工事 | 592 路盤路床工 | | |
| | | 搾乳施設・固液分離・堆肥 肥化処理施設・液状糞尿 発酵処理施設等 | 68 機械器具設置工事 | 625 その他機械器具設置工 | | |
| | | パーラー排水処理施設 | 30 その他土木一式工事 32 その他建築工事 | 400 その他土木一式工 420 その他建築工事 | | |
| | | 隔障物等 | 30 その他土木一式工事 | 400 その他土木一式工 | | |

※1は、工種、工法・型式の事業内容を記入すること。

入札（見積合せ）に参加する皆様へ

令和5年3月6日

各位

公益財団法人 北海道農業公社

現場代理人の兼任に関する取扱いについて

○兼任の取扱いについて

北海道農業公社発注の建設工事に係る現場代理人について、その常駐義務を緩和し、兼任の取扱いを定めましたのでお知らせいたします。

《兼任に係る取扱基準》

| 項目 | 兼任に係る取扱基準 |
|------|---|
| 金額 | 請負代金が4,000万円未満の工事（建築工事は8,000万円未満） （ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する工事も対象） |
| 件数 | 2件若しくは3件 |
| 範囲 | 原則、同一市町村内 |
| 発注機関 | 公共工事（他の地方公共団体等発注工事も含む。） |
| 届出 | 届出により兼任内容等を確認 （他の地方公共団体等発注工事との兼任は、他発注機関が認めた場合に限定） |
| 連絡対応 | 現場を離れる場合には、連絡員を配置 （連絡員は受注者の社員等で確実に連絡が可能である者） |

○「現場代理人が工事現場を兼任する場合」の事例（技術者を兼務している場合）

| | 事例1 | 事例2 | 事例3 | 事例4 |
|-------|---|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 技術者 | 〈監理技術者〉 下請4.5千万円以上 （建築7千万円以上） | 〈主任技術者〉 | | |
| | | 非専任 4千万円未満の工事 （建築8千万円未満） | 専任 4千万円以上の工事 （建築8千万円以上） | 建設業法施行令第27条第2項に該当 （【参考】参照） |
| 現場代理人 | 兼任不可 | 兼任可 | 兼任不可 | 兼任可 |

【参考】

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い」（平成26年2月3日 国交省）

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

入札（見積合せ）に参加する皆様へ

各 位

公益財団法人北海道農業公社

監理技術者の兼務の取扱いについて

公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）が発注する工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置について、次のとおり取り扱うこととします。

■工事規模及び入札方式の要件

次の要件のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者の配置は認めないものとする。

- 1 工事規模が工種ごとに次に該当するとき。

| 工 種 | 工 事 規 模 |
|---------|----------------|
| 建築、農業土木 | 予定価格が3億円以上の工事 |
| 舗装 | 予定価格が6千万円以上の工事 |

- 2 入札方式が次に該当する技術的難度の高い工事であるとき。

- (1) 特定建設工事共同企業体のみによる入札
- (2) 設計・施工一括発注方式による入札

■兼務を認める場合における工事の範囲

- 1 工事現場が同一の振興局管内であること。

※1 国・北海道・市町村等の他発注機関の工事についても兼務可。ただし、他の発注機関の承諾を得た場合に限る。

※2 事業区分が異なる場合においても兼務可。

■特例監理技術者の配置要件

- 1 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。
- 2 兼務しようとする工事の数が2件であること。

■提出書類等

- 1 監理技術者の兼務届（別紙）

- (1) 特例監理技術者

兼務する工事のコリンズの写し等

- (2) 監理技術者補佐

ア 一級施工管理技士等の国家資格者等の資格を証する書面の写し

イ 直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。（次のいずれかの書類の原本又は写しの掲示）

(ア) 健康保険被保険者証

(イ) 監理技術者資格者証の裏書

(ウ) 住民税特別徴収税額通知書

- 2 承諾書（兼務する工事が他の発注機関の工事の場合、様式任意）

■施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成7年4月21日付け基発第267号の2労働省労働基準局長通知）において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

■その他

本取扱いによるほか、特例監理技術者の配置については、災害等の特別な事情などがあるときは別に対応するものとする。

監理技術者の兼務届

公益財団法人北海道農業公社 様

受注者 住所

氏名

印

下記の工事について監理技術者を兼務させたいので、届け出ます。

記

1 兼務する工事①

| | | |
|---------|----|-----|
| 発注機関 | | |
| 工事名 | | |
| 工事場所 | | |
| 工期 | | |
| 請負金額 | | |
| 工事概要 | | |
| 監理技術者 | 氏名 | 連絡先 |
| 監理技術者補佐 | 氏名 | 連絡先 |

2 兼務する工事②

| | | |
|---------|----|-----|
| 発注機関 | | |
| 工事名 | | |
| 工事場所 | | |
| 工期 | | |
| 請負金額 | | |
| 工事概要 | | |
| 監理技術者補佐 | 氏名 | 連絡先 |

内容を確認したところ、

〔 基準を満たしていることから兼務を認めます。
 基準を満たしていないことから兼務はできません。 〕

公益財団法人北海道農業公社 支所

令和 年 月 日

主任監督員

印

※この欄は発注者用ですので記入しないで下さい。

※不要な文字は削除すること。

入札(見積合せ)に参加する皆様へ

各 位

公益財団法人 北海道農業公社

口蹄疫の侵入防止に係る工事等の現場対応について

口蹄疫は、牛、豚、めん羊、山羊などの偶蹄類ぐうていりいの動物が感染する悪性の家畜伝染病で、感染した家畜との接触や空気感染のほか、ウイルスの付着した資料、器具、衣服、車道等を介して広がるとされています。

つきましては、工事等の現場における侵入防止対策に万全を期すため、本病に対する防疫対策の徹底等について、全ての工事等の関係者へ周知させてください。

なお、工事等により農家庭先及び酪農・畜産農場へ立ち入る際には、次のとおり対応し、まん延防止に努めてください。

記

現場対応

- (1) 農家庭先及び酪農・畜産農場へ車両での立ち入りをできる限り避ける。立ち入る際は、その前後にタイヤ等の消毒を行う。
- (2) 長靴の消毒、ブーツカバーの着用、手洗い等を行う。
- (3) 工事等関係者に対して防疫対策の周知を行う。

建設工事競争入札心得

(総 則)

第1条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）が発注する工事請負の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入 札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代 理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。

この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 削除
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る）
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札
（開 札）

第8条 開札は、公表又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない公社職員を開札に立ち合わせます。
（再度入札）

第9条 開札の結果、落札に至らなかった場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。
（落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した他の者を落札者とすることがあります。

なお、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は調査を行うものとします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者としめない場合）

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としめない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、公社の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とし

ます。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、公社の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に公社に提出しなければなりません。ただし、公社から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第14条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより公社が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができます。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(入札保証金等の帰属)

第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、公社に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約希望金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を公社に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第16条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(1) 保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

(2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、公社を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、理事長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されること

を証する書面を提供して下さい。

- 6 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を契約金額の100分の30に相当する額以上とします。

(入札保証金等の充当)

- 第17条** 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

- 第18条** 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

- 第19条** 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、公社が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

- 第20条** 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出て下さい。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により公社に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

- 第21条** 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

(工事費内訳書の提出等)

- 第22条** 入札執行時に工事費内訳書の提出を求めますので、参加するすべての入札に係る工事費内訳書をあらかじめ作成の上、持参するようにしてください。

- 2 入札参加者又はその代理人は、工事費内訳書を封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に提出しなければなりません。

- 3 工事費内訳書には、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載しなければなりません。

- 4 入札参加者又はその代理人は、その提出した工事費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

- 5 第7条各号に掲げるほか、工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事費内訳書に係る入札は無効とします。

(1) 工事費内訳書の提出がない場合

- (2) 工事費内訳書の記載金額（合計金額）その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
 - (3) 工事費内訳書に記名押印がない場合
 - (4) 入札者（代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人）以外の者が工事費内訳書を提出した場合
 - (5) 工事費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
 - (6) 見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合
- 6 前項により入札が無効となった場合には、第9条に掲げる再度入札に参加できません。

中間前金払に関する制度の取扱いについて

1 対象工事

建設工事規程に基づき、農村施設部及び農用地部が所管する発注工事のうち、前金払をするものを対象とする。

2 中間前払金の使用対象とする経費の範囲

対象工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

3 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2に相当する範囲内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6に相当する額を超えてはならないものとする。

なお、低入札価格調査制度調査対象工事の場合における中間前払金を支出した後の前払金の合計額については、請負代金額の10分の4に相当する額を超えてはならないものとする。

4 中間前払金支払いの条件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) (1)の時期までに実施すべき工事が行われており、工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上であること。

5 中間前金払と部分払との選択

部分払が認められる工事においては、中間前金払によるか、又は部分払によるかのどちらかを、原則として契約締結時に契約の相手方にそのいずれかを選択させるものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

6 認定の方法

- (1) 所管業務担当者（公社職制規程第7条に定める部長、支所長及び場長をいう。以下同じ。）は、受注者から中間前金払認定請求書（別記第1号様式）の提出があったときは、4の条件を満たしているかについて調査するものとする。
- (2) 所管業務担当者は、(1)の調査の結果、4の条件を具備していると認めるときは、中間前金払認定調書（別記第2号様式）を作成し、受注者に交付するものとする。
- (3) 4の認定は、工事履行報告書（別記第3号様式）等により行うものとする。
- (4) (3)の認定に当たり、工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算して進捗額を認定することができるものと

する。

(5) (1)及び(2)の様式は、標準様式として定めたものであり、必要に応じ、変更の上使用して差し支えないものとする。

7 中間前金払に係る要件の認定及び保証証書

所管業務担当者は、中間前金払をしようとするときは、あらかじめ契約に定めるところに従い、受注者からの請求によって、4の要件について認定し、当該認定の結果を受注者に通知した後、当該中間前金払に関し、受注者が保証事業会社と締結した工期の完成期限を保証期限とする保証契約に係る保証証書を受注者から提出させるものとする。

8 契約書

所管業務担当者は、中間前金払を伴う契約をしようとするときは、建設工事規程別記「建設工事請負標準契約書式」の条項を別紙のとおり改め、契約を締結するものとする。

9 標準様式

所管業務担当者は、中間前金払をする契約の執行に当たっては、建設工事事務取扱標準様式を適宜変更した上、使用して差し支えないものとする。

別紙（中間前金払をする場合）

（前金払）

第 33 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、頭書の工期の完成期限を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に提出して、請負代金額の 10 分の 4 に相当する額の範囲内で請負代金の前金払を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第 1 項の前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、工期の完成期限を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に提出して、請負代金額の 10 分の 2 に相当する額の範囲内で請負代金の前金払を請求することができる。この場合においては、第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

5 受注者は、前項の中間前金払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 に相当する額（第 4 項の規定により中間前金払を受けているときは 10 分の 6 に相当する額）から前払金額を控除した金額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用するものとする。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 に相当する額（第 4 項の規定により中間前金払を受けているときは 10 分の 6 に相当する額）を超えるときは、その減額のあった日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

8 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、請負代金額が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

注 1 〇の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

2 低入札価格調査を受けた者との契約については、第 1 項及び第 3 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」に、第 4 項中「10 分の 5」を「10 分の 3」に改める。

（保証契約の変更）

第 34 条 受注者は、前条第 6 項の規定により前払金額に追加して更に前金払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に提出しなければならない。

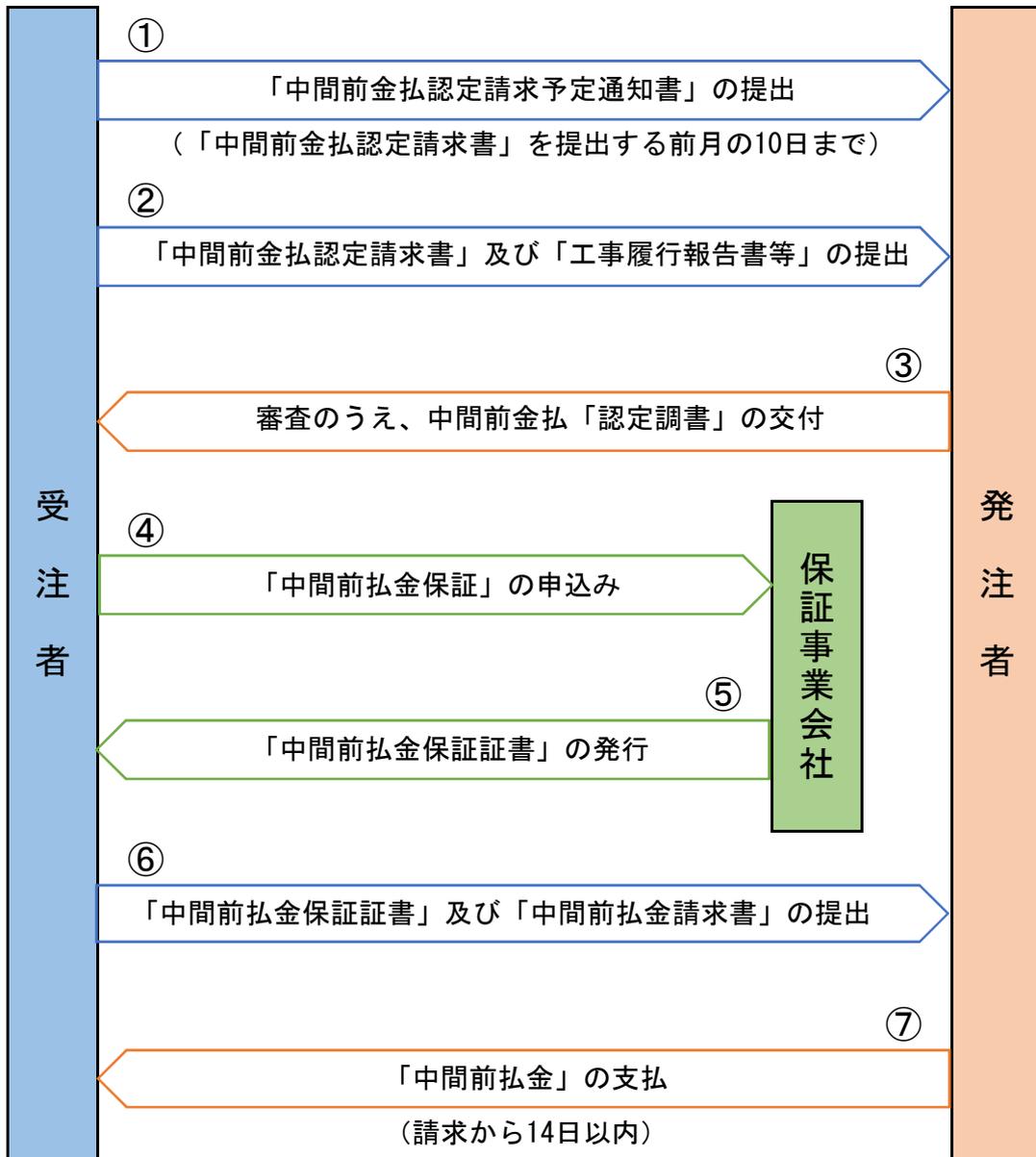
3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わり直ちにその旨を保証事業会社に通知するものとする。

(前払金の使用)

第 35 条 受注者は、第 33 条の規定により支払を受けた前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

中間前金払に係る事務手続きフロー



※ 中間前払金の対象となるのは、次のすべてを満たす場合です。

- (1) 既に前払金を支出していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) (2)の時期までに実施すべき工事が行われており、工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上であること。
- (4) 発注者へ保証事業会社が交付する「中間前払金保証証書」を寄託すること。